

防整施第10963号
29.7.19

大臣官房会計課長
防衛大学校総務部会計課長
防衛医科大学校事務局経理部経理課長
防衛研究所企画部総務課長
統合幕僚監部総務部総務課長
陸上幕僚監部監理部会計課長
海上幕僚監部総務部経理課長
航空幕僚監部総務部会計課長
情報本部総務部会計課長
防衛監察本部総務課長
各地方防衛局総務部長
帯広防衛支局長
東海防衛支局長
熊本防衛支局長
名護防衛事務所長
防衛装備庁長官官房会計官

殿

整備計画局施設計画課長
(公印省略)

入札・契約手続のより一層の透明性等の確保の運用について（通知）

入札の執行回数については、入札・契約手続のより一層の透明性等の確保について（防整施第6920号。28.3.31。以下「局長通知」という。）に基づき実施しているところであるが、事務効率化の観点から、当分の間、別紙のとおり運用することとしたので、遺漏のないよう措置されたく通知する。

なお、入札・契約手続のより一層の透明性等の確保の運用について（防整施第7107号。28.3.31）は廃止する。

添付書類：別紙

写送付先：整備計画局施設整備官、提供施設計画官、施設技術管理官、地方協力局施設管理課長、防衛大学校総務部管理施設課長、防衛医科大学校事務局経理部施設課長、陸上幕僚監部防衛部施設課長、海上幕僚監部防衛部施設課長、航空幕僚監部防衛部施設課長、各地方防衛局企画、管理、調達各部長

入札回数等の取扱いについて

入札回数は、局長通知の2に規定しているところ、2回目の入札において落札者がいない場合の入札回数等については、以下のとおりとする。

なお、局長通知の2(2)に基づき、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第99条の2による随意契約は行わないものとしている(不落随契の原則廃止の取組)が、引き続き当該取組について適正に措置するものとする。

- 1 競争の公正性が保たれると考えられる場合は、再公告等の入札手続きに係る事務負担を勘案し、3回目の入札を執行することができることとする。

なお、適正な入札の執行を図るため、3回目の入札を執行する場合もあること及び特別な場合を除き不落随契は行わないことを入札説明書に次のとおり記載し、周知することとする。

「入札回数は、原則として2回を限度とする。ただし、2回目の入札において落札者がいない場合は、3回目の入札を執行する場合もある。なお、予算決算及び会計令第99条の2の規定による随意契約は、特別な場合を除き適用しない。」

- 2 上記1に規定する特別な場合は、次の(1)から(5)までのいずれかに該当する場合とする。

- (1) 契約保証に役務的保証(30%以上)を求める事案
- (2) 契約保証に金銭的保証(10%以上)を求める事案で、かつ、計画的な発注を行った結果、再々公告をする時間がない場合
- (3) 他事案の不調により当初計画に遅延が生じ、再公告をする時間がない場合
- (4) 補正予算事案など再公告をする時間がない場合
- (5) 前各号以外で、支出負担行為担当官が必要と判断した場合。ただし、入札公告掲載前に施設計画課長と協議をするものとする。

- 3 開札において、予定価格と最低入札金額の差が大きい場合は、担当者による補足説明等を行い、応札者の積算の見直しに必要な時間を設けた上で次回以降の入札を執行すること。特に大型工事や特殊工事等については、日数的な余裕を設けるなどの対応を検討すること。